

収 支 報 告 書

令和 3 年分

(年 月 日開催分)

- (ふりがな) じゆうみんしゆとう ほっかいどうはだてしだいにしぶ
- 1 政治団体の名称 自由民主党北海道函館市第二支部
- 2 主たる事務所の所在地 函館市犬手町16番12号
- 3 代表者の氏名 川尻京子
- 4 会計責任者の氏名 濱田雛子
- 5 事務担当者の氏名 佐藤留義
- (電話) 0138-55-1388

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

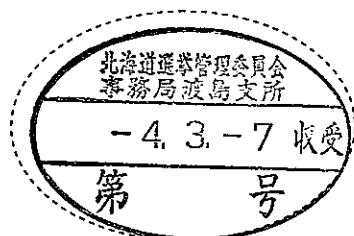
活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有
<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 _____
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 _____
公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間
年 月 日から
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年 月 日から
年 月 日まで



(受付印)

整理番号	
------	--

受付	審査	システム	照合	公表
済	済	済	済	済

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分 個人からの寄附			
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
田畑 昌彦	十	百万	千	円	令和3年 1月14日	函館市湯川町又丁目4-16	会社役員	
同上					令和3年 7月14日	同上	同上	
この頁の小計			360	000				
その他の寄附				0				
合計			360	000				

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十	百	千	円				
(株)中野組			120	0000	令和3年 1月12日	函館市新川町17-8	加藤 文樹	
(株)堀組			120	0000	令和3年 1月13日	函館市千代台町6-19	堀 晃彰	
紀の国建設(株)			120	0000	令和3年 1月20日	函館市昭和1丁目3-8	紀国 隆二	
(株)小野建設			120	0000	令和3年 6月17日	函館市赤川町576-9	亀田 隆史	
(株)明匠建設			240	0000	令和3年 4月23日	函館市本通2丁目7-2	藪下 明	
(株)松本組			360	0000	令和3年 3月25日	函館市吉川町4番30号	大越 雄司	
同上			300	0000	令和3年 11月19日	同上	同上	
ヤマダイ大作運輸(株)			480	0000	令和3年 1月29日	北斗市七重浜1丁目8-1	小林 繁孝	
(株)齊藤組			360	0000	令和3年 4月16日	函館市中道1丁目30-25	齊藤 亮	
近藤建設(株)			360	0000	令和3年 4月15日	函館市神山3丁目58-21	山田 晋市	
(株)黒島建設			360	0000	令和3年 12月29日	二海部 山越 八雲町山越115番地94	黒島 竹満	
(株)堀組			100	0000	令和3年 12月27日	函館市千代台町6-19	堀 晃彰	
(株)リー・キャスト			300	0000	令和3年 4月26日	函館市桔梗町379-19	折谷 泉	
(株)アキタ			240	0000	令和3年 6月29日	函館市赤川町146	秋田 正悦	
この頁の小計			3580	0000				
その他の寄附				0				
合計			3580	0000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表								
項 目		金 額						備 考
		十億	百万	千	円			
1	経 常 経 費							
(1)	人 件 費		3	3	0	0	0	0
(2)	光 熱 水 費				4	3	5	7
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費				5	5	3	0
(4)	事 務 所 費				5	3	0	6
小	計		3	9	2	9	4	7
2	政 治 活 動 費							
(1)	組 織 活 動 費							
(2)	選 挙 関 係 費							
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費							
	ア機関紙誌の発行事業費							
	イ宣 伝 事 業 費							
	ウ政治資金パーティー開催事業費							
	エそ の 他 の 事 業 費							
(4)	調 査 研 究 費							
(5)	寄 附 ・ 交 付 金							
(6)	そ の 他 の 経 費							
小	計							
合	計		3	9	2	9	4	7

※ 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※ 該当する項目に「」を付すこと。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別 添 の と お り)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 3 月 7 日

政治団体の名称 自由民主党北海道函館市第二支部

※ 代表者の氏名

会計責任者の氏名 濱田 雛子 (印)

(備考)

※ 「代表者の氏名」は、解散に伴う収支報告書以外は記載しないこと。

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。